

平成23年7月22日

JP-DRP 手続規則の改訂案について

弁護士法人 曾我・瓜生・糸賀法律事務所
弁護士 宍戸 一樹
弁護士 加藤 恒也

<JP-DRP 手続規則改訂の趣旨>

本改定案は、UDRP 手続規則が改正され、申立書及び答弁書等の書面の提出が電子化されたことに伴い、JP-DRP 手続規則においても改正の趣旨を取り入れることとし、紛争処理機関に対する書面提出等の電子化を行い、より簡易・迅速に手続を進めるために JP-DRP 手続規則について必要な改訂を行うものである。

なお、本改定案は、基本的に、2010年3月に発効した改正後のUDRP手続規則の条項を反映する方針で作成しており¹、紛争処理手続において用いられる書面の送付を全て電子化することまでは想定していない。また、下記検討事項を踏まえ、必要な文言の追記等を行っている。

<本改訂案の作成に際して検討した事項>

	検討事項	本改定案での対応内容
1	「書面通知」(UDRP 手続規則第1条)という概念を取り入れる必要はあるか	本改定案では「書面通知」を採用することを想定 ²
2	改正後 UDRP 手続規則に倣い、電子署名の方法を採用するか(改正後 UDRP 手続規則第3条(b)(14)及び第5条(b)(8)参照)、または、記名捺印した書面を PDF 化して送信することをもって足りるとするか	本改定案では電子署名方式を採用することを想定。その場合の当事者のコストや手間を考えた場合、PDF のやり取りで足りるとすることも十分考えられる。
3	電子署名の方法を採用した場合において、証拠説明書(JP-DRP 手続規則第3	UDRP 手続規則においては、申立書および答弁書以外の書面に電子署名が要求

¹ ただし、改正後 UDRP 手続規則第3条(b)(12)及び第5条(b)(7)の改正については、そもそも JP-DRP に該当する条項が存在しないことから、本改訂案においてはこれらの改正内容は反映していない。

² 「書面通知」という概念は、改正後 UDRP 手続規則において新たに創設されたものである。この規定は、何らかの理由により、電子メールによる送付が受信されなかったときであっても、相手方が、申立がなされた事実を知ることが担保するためのものであると考えられる(改正後 UDRP 手続規則第2条(a)参照)。このことは、JP-DRP 手続規則の改訂にあたっても同様に妥当と思われることから、本改訂案では、「書面通知」の概念を新たに創設することを前提としている。

	検討事項	本改定案での対応内容
	条(b)(14)、委任状（同規則第3条(b)(15)）、および追加書類（同規則第12条）等についても電子署名を要求するか	されているわけではないことから、本改訂案では証拠説明書等については特段電子署名を要求していない。
4	ファイルサイズの上限等をどのように設定するか	補則で規定
5	JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則の補則の改訂	JP-DRP手続規則の改訂案の内容が定まり次第、補則についても改訂案を作成し、日本知的財産仲裁センターに提案することを想定（参考： http://www.ip-adr.gr.jp/business/domain/post-31.php ）
6	第2条(i)の「これには」の内容を文言上明記するか	脚注13参照

<JP-DRP 手続規則の改訂案>

JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則

社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下「JPNIC」という)により採択された「JP ドメイン名紛争処理方針」に基づく JP ドメイン名紛争処理手続は、「JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則」(以下「本規則」という)および JP ドメイン名紛争処理手続を行う紛争処理機関がそのウェブサイトで公開する補則に従って、実施される。

第1条 定義

本規則においては

- (a) 「申立人」とは、JP ドメイン名紛争処理手続に関する申立を提起した当事者をいう。
- (b) 「当事者」とは、申立人または JP ドメイン名紛争処理手続の申立の対象となっているドメイン名登録者のことをいう。
- (c) 「紛争処理機関」とは、JPNIC により認定された紛争処理機関をいう。
これら紛争処理機関の一覧は、JPNIC のウェブサイトで公開される。

- (d) 「パネル」とは、JP ドメイン名紛争処理手続の申立を審理・裁定するために、紛争処理機関により指名された紛争処理パネルをいう。
- (e) 「パネリスト」とは、紛争処理機関によりパネルの構成員として指名された個人をいう。
- (f) 「合意裁判管轄」とは、
(1) 東京地方裁判所、または
(2) 申立人が、紛争処理機関に申立書を提出したときに、株式会社日本レジストリサービス(以下「JPRS」という)のドメイン名登録原簿に記載されている登録者の住所における管轄裁判所をいう。
- (g) 「登録規則」とは、JPRS とドメイン名登録者の間の契約内容を規定した「属性型(組織種別型)・地域型 JP ドメイン名登録等に関する規則」および「汎用 JP ドメイン名登録等に関する規則」をいう。
- (h) 「処理方針」とは、登録規則からの参照により、それと一体になり、その一部を成している「JP ドメイン名紛争処理方針」をいう。
- (i) 「営業日」とは、紛争処理機関が別途補則で定める営業日をいう。
- (j)³ 「補則」とは、本規則を補完するために、JP ドメイン名紛争処理手続を行う紛争処理機関が採択した規則をいう。この補則は、処理方針または本規則と矛盾する内容のものであってはならず、紛争処理機関は、この補則において、料金、語数・頁数の制限またはその指針、ファイルサイズ、フォーマット形式⁴、紛争処理機関とパネルの連絡方法、および連絡通知文書の表書の様式等を定めなければならない。

(k)⁵ 「書面通知」とは、処理方針に基づく紛争処理手続の開始を相手方に文書で通知することを意味する。書面には、申立がされたことを相手方に知らせ、本規則に定義される手段で相手方には添付書類を含む申立書を電子的に送付したことが記されている。この書面通知には、申立書(添付書類を含む)およびその写しは含まれない。

³ 改正後 UDRP 手続規則第1条を反映した。

⁴ 例えば、UDRP 紛争処理機関の一つである NAF [The National Arbitration Forum]では、ANNEX A TO NATIONAL ARBITRATION FORUM'S SUPPLEMENTAL RULES の2項(a)において、個々のファイルサイズの上限は10MB(推奨は5MB)、提出ファイルの総量の上限は50MBとされ、同2項(b)において、個々のEメールのサイズの上限は10MBとされている。

(<http://domains.adrforum.com/main.aspx?itemID=631&hideBar=False&navID=237&news=26>)

⁵ 改正後 UDRP 手続規則第1条を反映した。

第2条 送付方法

(a)⁶ 紛争処理機関が申立書(添付書類を含む)を電子メールによって登録者に送付するときは、合理的に利用可能な、確実に登録者に通知できる手段を講じなければならない。実際に申立書が送付されるか、または申立書の送付について次のすべての手段が講じられたときには、送付がなされたものとみなされる。

(i) JPRS のドメイン名登録原簿に記載されているドメイン名登録組織の代表者および登録担当者への郵送およびファクシミリによる申立書の書面通知の送付

(ii) 電子メール(添付書類を含む)による次のすべての宛先への申立書の送付
(A) 登録担当者の電子メールアドレス

(B) postmaster@<申立の対象となっているドメイン名>

(iii) 登録者が送付希望先として紛争処理機関に通知した電子メールアドレス、および第3条(b)(v)により申立人が紛争処理機関に提示したすべての電子メールアドレスへの申立書の送付

書式変更: インデント: 左: 0 pt, ぶら下げインデント: 8.1 字, 最初の行: -8.1 字, 間隔 段落前: 0 pt, 段落後: 0 pt, タブ: 8.72 字(なし)

削除: 電子メールによる送付が可能な

削除: 希望送付先の住所

削除: 送付先

(b)⁷ 前項の場合を除き、本規則に規定されている申立人または登録者へのすべての書面連絡は、送付記録の利用可能なインターネットによる電子的送付⁸または各当事者が合理的に希望する第3条(b)(iii)もしくは第5条(b)(iii)の手段によるものとする。

削除: または

(c) 当事者から紛争処理機関またはパネルに対する連絡は、補則が定める手段および方法(書類の送付部数を含む)⁹によりなされなければならない。

削除: し、またはそのような希望がないときは、次のいずれかの手段によりなされなければならない。

(d) 連絡は、第11条で定める手続言語でなされなければならない。電子メールによる連絡は、テキストファイルによる送付とする。

(i) 送付記録があるファクシミリによる送付

(e) 当事者は、紛争処理機関および JPRS に通知することにより、連絡方法(連絡担当者、手段、郵送先住所、電子メールアドレス、電話番号およびファクシミリ番号を含む)を変更することができる。

(ii) 料金前払であって、受取証の引き換えのある郵送

(iii) 送付記録の利用可能なインターネットによる電子的送付

⁶ 改正後 UDRP 手続規則第2条(a)を反映した。

⁷ 改正後 UDRP 手続規則第2条(b)を反映した。

⁸ 上記表現は、改訂前 JP-DRP 規則第2条(b)(iii)の原文に従っている。なお、改正後 UDRP 手続規則第2条(b)では、「electronically via the Internet (a record of its transmission being available)」という文言が用いられており、JPNIC の翻訳では、「インターネット経由で電子的に(送信記録が利用可能)」と訳されている(別紙4頁)。

⁹ 改正後 UDRP 手続規則第2条(c)においては、「where applicable, the」という文言が付記される改正がなされており、「その該当する部分の」という訳語が与えられているが(別紙4頁)、当該訳語の付記によって、特に意味内容に変化があるとは思われないため、本改訂案においては、上記の訳語(文言)は反映していない。

(f)¹⁰ 本規則に規定されているすべての送付は、本規則の別段の規定またはパネルによる別段の決定がある場合を除いて、次のいずれかの日になされたものとする。

(i)¹¹ インターネットによるときは、送付記録に示されている日

(ただし、その送付日が証明されているときに限る)

(ii) ファクシミリによるときは、送付記録書に記載されている日

(iii) 郵送によるときは、受取証に記載されている日

削除: i

削除: ii

削除: (iii) インターネットによるときは、送付記録に示されている日

(ただし、その

送付日が証明されているときに限る)

(g) 本規則による期間は、本規則に別段の規定がある場合を除き、前項によって送付されたものとみなされる最も早い日から起算される。

(h) すべての送付の写しは、次のとおり関係者に送付されなければならない。

(i) パネルからいずれかの当事者に送付するときは、紛争処理機関および他の当事者へ

(ii) 紛争処理機関からいずれかの当事者に送付するときは、他の当事者へ

(iii) 当事者の一方から送付されたものは、必要に応じ、他の当事者、パネルおよび紛争処理機関へ

(i)¹² 送付者は、その送付の事実および状況を記録した書面その他の記憶媒体を、関係当事者による検査および報告のために保管しておかなければならない。これ¹³には、第2条(a)(i)に基づく、紛争処理機関から相手方に対する郵送もしくはファクシミリによる書面通知を含む。

削除:)

第3条 申立書

(a) 登録されているドメイン名について利害関係を有するいかなる個人・団体も、処理方針および本規則に従って、JPNIC の認定を受けているいずれかの紛争処理機関に対して申立書を提出することにより、JP ドメイン名紛争処理手続を開始する

¹⁰ 改正後 UDRP 手続規則第2条(f)を反映した。

¹¹ 上記表現は、改訂前 JP-DRP 規則第2条(f)(iii)の原文に従っている。なお、改正後 UDRP 手続規則第2条(f)(i)では、「if via the Internet, on the date that the communication was transmitted, provided that the date of transmission is verifiable; or, where applicable」という文言が用いられており、JPNIC の翻訳では、「インターネットによるときは、発信された日(ただし、その発信日が検証可能であるとき)」と訳されている(別紙4頁)。

¹² 改正後 UDRP 手続規則第2条(i)を反映した。

¹³ 上記は、改正後 UDRP 手続規則第2条(i)「This includes . . .」に従い、「これには」という文言を用いている。「これには」という文言は、「関係当事者による検査および報告のための保管対象には」という内容を意味すると解されるが、解釈を生む余地を避けるためにこの点を明記する必要があるか否かについては要検討事項かと思われる。

ことができる。(紛争処理機関は、その処理能力またはその他の理由により、申立の受理を停止することができる。この場合、当該紛争処理機関は申立の受理を拒絶しなければならない。拒絶された個人・団体は他の紛争処理機関に申立書を提出することができる。)

(b)¹⁴申立書(添付書類を含む)には、以下の事項が記載されるものとし、電子メールによって提出されなければならない。

- (i) 処理方針および本規則に従って裁定されることの要請
- (ii) 申立人およびこの JP ドメイン名紛争処理手続において申立人に代って手続を行う権限がある代理人の氏名、事務所等の名称、郵送先住所、電子メールアドレス、電話番号およびファクシミリ番号
- (iii) この JP ドメイン名紛争処理手続における申立人への希望連絡方法(連絡担当者、手段、郵送先住所および電子メールアドレスを含む)を、(A)電子メール送付による場合、および(B)郵送による場合¹⁵、のそれぞれについて
- (iv) この JP ドメイン名紛争処理手続の裁定を下すパネル構成の人数(一名または三名)および三名構成のパネルを選択したときには、パネリスト三名のうち的一名を指名するための候補者三名の氏名と連絡先(これらの候補者は、JPNIC が認定したすべての紛争処理機関によるパネリストの名簿から選出されなければならない)
- (v) 紛争処理機関が第2条(a)に定める申立書の送付を行うのに必要とされる、登録者またはその代理人への連絡手段について、申立人がこの JP ドメイン名紛争処理手続開始前の交渉で知り得た連絡先情報を含め、申立人が知る登録者の氏名、事務所等の名称、および関係するすべての情報(郵送先住所、電子メールアドレス、電話番号、ファクシミリ番号を含む)
- (vi) この JP ドメイン名紛争処理手続の対象となるドメイン名(複数でも可)
- (vii) 申立書が提出された時点において、そのドメイン名が JPRS に登録されていることの記載
- (viii) 申立の根拠となる商標その他表示、および、それが現実に使用されているときにはその使用されている商品・役務の種類と内容(申立人は、申立書提出時に、将来その標章を使用する意図がある他の商品・役務があれば、その旨を別に記述することができる)
- (ix) 以下に示す三項目を明確にした申立の根拠・理由

削除: 関係書類を添付した文書および

削除: (電子メールに添付できない関係書類は除く)の両方

¹⁴ 改正後 UDRP 手続規則第3条(b)を反映した。

¹⁵ 改正後 UDRP 手続規則第3条(b)(3)においては、「where applicable」という文言が付記される改正がなされており、「該当箇所の」という訳語が与えられているが、コメント5同様、当該訳語の付記によって、特に意味内容に変化があるとは思われないため、本改訂案においては、上記の訳語(文言)は反映していない。

- (1) 申立の対象となっているドメイン名が、申立人が権利または正当な利益を有する商標その他表示と同一または混同を引き起こすほど類似していること
- (2) 登録者が、当該ドメイン名の登録についての権利または正当な利益を有していないと考えられる理由
- (3) 登録者の当該ドメイン名が、不正の目的で登録または使用されていること
- (上記(2)、(3)については、処理方針の第4条b項、c項に指摘されている点について言及しなければならない。
また、紛争処理機関が定めた補則に規定されている字数または頁数制限に従わなければならない)
- (x) 処理方針および本規則に従って求める救済
- (xi) 申立の対象となっているドメイン名について、これまでに開始された、または終結した法的手続
- (xii) ドメイン名の取消または移転の裁定に対し、登録者が不服のときに提訴できる少なくとも一つの合意裁判管轄地
- (xiii)¹⁶ 次の結語および申立人またはその権限ある代理人の電子署名(電子署名及び¹⁷ 認証業務に関する法律第2条第1項において定義され、同法第3条括弧書の要件を満たすものに限る。以下同じ。)
- (1) 「申立人は、ドメイン名の登録に関する請求もしくは救済、紛争または紛争処理について、登録者のみを相手とするものであり、故意による不法行為を除き、(a)紛争処理機関およびパネリスト、(b) JPRS 並びにその役員、従業員その他のすべての関係者、(c) JPNIC 並びにその役員、職員、委員その他のすべての関係者に対する一切の請求または救済を放棄することに同意する。」
- (2) 「申立人は、この申立書に記載されている情報は、申立人が知りうる限りにおいて、完全かつ正確なものであり、この申立が嫌がらせなどの不当な目的のためになされているものではないことを保証する。」
- (xiv) 申立の対象となっているドメイン名に適用される処理方針の写し、および申立人が依拠している商標登録を含む証拠書類または他のすべての証拠、およびそれらの証拠の一覧と説明書。
- (xv) 代理人がこの手続を行う場合は、委任状(代理権の存在を証明する書類)

削除: または記名捺印

¹⁶ 改正後 UDRP 手続規則第3条(b)(14)を反映した。

¹⁷ 法令の正式名称では「及び」となっているが、本規則の他の部分(「および」との平仄を合わせるべきか、要検討

- (c) 二つ以上のドメイン名が同一の登録者によって登録されている場合には、それら複数のドメイン名についての申立を、一つの申立によって行うことができる。

第4条 申立書の送付

- (a)¹⁸ 紛争処理機関は、申立書が処理方針と本規則に適合しているかどうかを確認し、不備がなければ、申立人が支払う第19条に定める料金の受領後3日(営業日)以内に、第2条(a)の定めるところに従い、申立書(添付書類を含む)は相手方へ電子メールによって送付し、紛争処理機関がその補則で定める説明入りの表書とともに申立についての書面通知を登録者に送付する。
- (b) 紛争処理機関が申立書に不備があることを発見したときには、その不備の内容を申立人に速やかに通知する。申立人は、その通知受領後5日(営業日)以内にその不備を補正できる。この期間内に何らの補正もなされなかった場合には、当該申立は取り下げたものとみなされる。
ただし、当該申立を取り下げたとみなされるような場合であっても、申立人は新しい申立書を提出することができる。
- (c) 手続開始日は、紛争処理機関が、第2条(a)により申立書を登録者に送付した日とする。
- (d) 紛争処理機関は、申立の対象となっているドメイン名とその手続開始日を、申立人、登録者、JPNIC および JPRS に直ちに通知しなければならない。

削除: 紛争処理機関がその補則で定める説明入りの表書とともに

第5条 答弁書

- (a) 登録者は、手続開始日から20日(営業日)以内に、答弁書を紛争処理機関に提出しなければならない。
- (b)¹⁹ 答弁書(添付書類を含む)には、以下の事項が記載されるものとし、電子メールによって提出されなければならない。
- (i) 申立書の陳述・主張内容に答弁・反論し、問題とされているドメイン名の登録を登録者が保有できることについてのすべての理由・根拠(答弁書のこの部分は、紛争処理機関が定めた補則に規定されている字数または頁数制限に従うこと)

削除: 関係書類を添付した文書および

削除: (電子メールに添付できない関係書類は除く)の両方

¹⁸ 改正後 UDRP 手続規則第4条(a)を反映した。

¹⁹ 改正後 UDRP 手続規則第5条(b)を反映した。

- (ii) 登録者およびこの JP ドメイン名紛争処理手続において登録者に代って手続を行う権限がある代理人の氏名、事務所等の名称、郵送先住所、電子メールアドレス、電話番号およびファクシミリ番号
 - (iii) この JP ドメイン名紛争処理手続における登録者への希望連絡方法(連絡担当者、手段、郵送先住所および電子メールアドレスを含む)を、(A) 電子メール送付による場合、および(B)郵送による場合²⁰、のそれぞれについて
 - (iv) 申立人が申立書においてパネリスト一名の構成によるパネルを選択(第3条(c)(vii)参照)している場合には、登録者が三名構成のパネルの選択を希望することの有無
 - (v) 申立人または登録者のいずれかによりパネリスト三名で構成されるパネルが選択される場合には、パネリスト三名のうち的一名を指名するための候補者三名の氏名と連絡先(これらの候補者は JPNIC が認定したすべての紛争処理機関のパネリストの名簿から選出されなければならない)
 - (vi) 申立の対象となっているドメイン名について、これまでに開始された、または終了した法的手続
 - (vii) 次の結語および登録者またはその権限ある代理人の電子署名、
「登録者は、この答弁書に記載されている情報は、登録者が知りうる限りにおいて、完全かつ正確なものであり、この答弁が嫌がらせなどの不当な目的のためになされているものではないことを保証する。」
 - (viii) 登録者が依拠している証拠書類または他のすべての証拠、およびそれらの証拠の一覧と説明書。
 - (ix) 代理人がこの手続を行う場合は、委任状(代理権の存在を証明する書類)
- (c) 申立人がパネリスト一名による構成のパネルを選択したが、登録者がパネリスト三名による構成のパネルを選択希望する場合には、登録者は紛争処理機関が定めた補則に規定されている三名構成パネルの料金の半額を負担しなければならない。この料金の支払は、紛争処理機関への答弁書の提出と同時になされなければならない。この料金の支払がないときには、一名構成のパネルで審理されるものとする。

削除: または記名捺印

²⁰ 改正後 UDRP 手続規則第5条(b)(3)においては、「where applicable」という文言が付記される改正がなされており、「該当箇所の」という訳語が与えられているが、コメント5及びコメント9同様、当該訳語の付記によって、特に意味内容に変化があるとは思われないため、本改訂案においては、上記の訳語(文言)は反映していない。

- (d) 登録者の上申があれば、紛争処理機関は、例外的な事件に限って、その答弁書の提出期限を延長することができる。また、提出期限は、両当事者の書面による合意があれば、それを紛争処理機関が認める限りにおいて、延長することができる。
- (e) 紛争処理機関は、答弁書を受領したならば、直ちに申立人にその答弁書を送付しなければならない。
- (f) もし登録者が答弁書を提出しないときには、例外的な事情がない限り、パネルは申立書に基づいて裁定を下すものとする。

第6条 パネルの指名と裁定日

- (a) 各紛争処理機関は、パネリスト候補とその資格の一覧を作成し公表する。
- (b) 両当事者のいずれもが三名構成のパネルを選択しなかった場合(第3条(b)(iv)および第5条(b)(v)を参照)には、紛争処理機関は、答弁書を受領した日または答弁書提出期限満了日から5日(営業日)以内に、そのパネリストの名簿から一名のパネリストを指名しなければならない。一名構成のパネルの料金は、申立人がその全額を負担する。
- (c) 両当事者のいずれかが三名構成のパネルを選択した場合には、紛争処理機関は本条(e)に従って三名のパネリストを指名する。三名構成のパネルの料金は、登録者が三名構成のパネルを選択したときに限り両当事者が折半して均等に負担する場合を除き、申立人がその全額を負担する。
- (d) 申立人が三名構成のパネルを選択せず、登録者が三名構成のパネルを選択したときには、申立人に答弁書の送付があつてから5日(営業日)以内に、申立人はパネリスト三名のうち的一名を指名するための候補者三名の氏名と連絡先を、紛争処理機関に通知しなければならない。
申立人は、これらの候補者を、JPNIC が認定したすべての紛争処理機関のパネリストの名簿から選出しなければならない。
- (e) いずれかの当事者がパネリスト三名構成のパネルを選択したときには、紛争処理機関は両当事者が提出した各候補者名簿から各一名のパネリストを指名するよう努力しなければならない。当事者が提出した候補者名簿から、通常の要件に従って、5日(営業日)以内に指名できないときには、紛争処理機関が自ら維持・管理しているパネリスト名簿から指名しなければならない。三番目のパネリストは、紛争処理機関が両当事者に提示した5名の候補者の中から、その提示から5日(営業日)以内に両当事者が示した意向を踏まえ、合理的なバランスを考慮した上で、紛争処理機関により指名されなければならない。

- (f) 例外的な事情がある場合を除き、紛争処理機関は、パネル全体の指名後、両当事者、JPNIC および JPRS に対して、指名されたパネリストおよびそのパネルが裁定を下す予定日を通知しなければならない。

第7条 公平性と独立性

パネリストは公平、独立でなければならず、その指名を受ける前に、その公平性と独立性について何らかの疑念を生ぜしめる事由がある場合には、紛争処理機関に対しその事由を開示しなければならない。手続中に疑念を生じさせるような新たな事情が発生したときも、直ちに紛争処理機関に対し開示しなければならない。これらの場合、紛争処理機関は代替りのパネリストを指名することができる。

第8条 当事者とパネル間の連絡

当事者およびその代理人は、パネルと一方的な連絡を取ってはならない。当事者とパネルとのすべての連絡は、紛争処理機関が定めた補則に規定されている方法に従って紛争処理機関の事務局または事務担当者を通じて、なされなければならない。

第9条 一件書類のパネルへの移送

紛争処理機関は、パネルの指名終了後(三名構成のパネルのときは、最後のパネリストの指名終了後)直ちに、一件書類をパネルに送付する。

第10条 パネルの権限

- (a) パネルは、処理方針と本規則に従って、適正と思われる方法で手続を実施しなければならない。
- (b) すべての事件において、両当事者が平等に扱われ、各当事者のそれぞれの立場を表明する機会が公平に与えられるよう、パネルは努力しなければならない。
- (c) パネルは、JP ドメイン名紛争処理手続を迅速に行わなければならない。ただし、特段の事情がある例外的な事件に限り、当事者の要請またはパネル自身の決定により、本規則またはパネルが定めた期間を延長することができる。
- (d) パネルは、証拠の証拠能力、関連性、証明力を決定しなければならない。

- (e) パネルは、処理方針および本規則に従って、複数のドメイン名紛争の併合審理を求める当事者からの申立の許否を決定しなければならない。

第11条 手続言語

- (a) 手続言語は日本語とする。ただし、手続実施の状況を踏まえて、パネルが別段の決定をする場合には、この限りではない。
- (b) パネルは、手続言語以外で提出された書類について、その全部または一部について手続言語への翻訳の提出を求めることができる。

第12条 陳述・書類の追加

パネルはその裁量により、いずれの当事者に対しても、申立書および答弁書以外に、陳述・書類の追加を求めることができる。

第13条 当事者に対する審問

電話、ビデオおよびウェブ上での会議を含めて、当事者に対する審問を行わないものとする。ただし、特段の事情のある例外的な場合に限り、パネルの決定により、裁定を下すに必要な限度で、かかる審問を行うことができる。

第14条 義務の不履行

- (a) 例外的な事情がある場合を除き、いずれかの当事者が本規則またはパネルが定めた期限を遵守しない場合が生じたとしても、パネルはその申立について裁定を下さなければならない。
- (b) 例外的な事情がある場合を除き、いずれかの当事者が本規則の規定もしくは要件またはパネルの要請を履行しないとしても、パネルは適切と思われる判断を下さなければならない。

第15条 パネルの裁定

- (a) パネルは、提出された陳述・文書および審問の結果に基づき、処理方針、本規則および適用される関係法規の規定・原則、ならびに条理に従って、裁定を下さなければならない。
- (b) 例外的な事情がある場合を除き、パネルは第6条による指名があった日から14日(営業日)以内に、申立に対する裁定を紛争処理機関に通知しなければならない。
- (c) パネリスト三名で構成されるパネルのときは、その裁定は、多数決により下されなければならない。
- (d) パネルの裁定は、書面によるものとし、その裁定の内容、理由を述べるとともに、裁定日とパネリストの氏名を記載し、パネリストの署名または記名捺印をするものとする。
- (e) 裁定および反対意見は、紛争処理機関が定めた補則に規定されている字数制限に従ったものでなければならない。すべての反対意見は、多数決によるパネルの裁定に付記されなければならない。パネルは、その紛争内容が処理方針の第4条a項の範囲を逸脱しているものであるとの結論に達したときには、その旨を記載しなければならない。もし、申立内容が、処理方針を不正の目的で利用して登録者からそのドメイン名を奪いとろうとする行為や、登録者に対する嫌がらせ行為に該当するようなものであると認められたときには、パネルはその裁定において、不正の目的による申立であり、この JP ドメイン名紛争処理手続の濫用に該当するものである、との判断を示さなければならない。

第16条 当事者への裁定の通知

- (a) 紛争処理機関は、パネルからの裁定受領後3日(営業日)以内に、その裁定の全文を両当事者、JPNIC および JPRS に通知しなければならない。JPRS は、両当事者、紛争処理機関および JPNIC に対して、処理方針に基づく裁定結果の実施日(裁定の通知から11日以降15日以内の日(JPRS の本店の営業日で計算))を直ちに連絡しなければならない。
- (b) JPNIC は裁定と裁定結果の実施日をウェブサイトにて公表する(処理方針第4条j項を参照)。いかなる場合であっても、申立が不正の目的によるものである(第15条(e)を参照)との裁定が下されたときには、その裁定部分は公表されなければならない。

第17条 取下げ、和解その他の理由による手続の終結

- (a) 申立人は、パネルの裁定が下されるまでの間、申立を取り下げることができる。ただし登録者が答弁書を提出した後であつては、その同意を得なければならない。
- (b) 前項により申立が取り下げられたとき、または、両当事者がパネルの裁定前に和解するとの合意に至ったときには、パネルはその手続を終了しなければならない。
- (c) パネルの裁定前に何らかの理由でその手続の続行が不必要または不可能になったときには、パネルは、パネル自身が定めた期間内に、いずれかの当事者からそれに反対する正当な異議理由の提出がなければ、その手続を終了する。

第18条 裁判所における手続の効果

- (a) JP ドメイン名紛争処理手続開始前または係属中に、申立の対象となっているドメイン名紛争について裁判所における手続が開始された場合には、パネルはその裁量により、その JP ドメイン名紛争処理手続の中断もしくは終了または続行のいずれかを選択しなければならない。
- (b) JP ドメイン名紛争処理手続の係属中に、いずれかの当事者が申立の対象となっているドメイン名紛争について裁判所における手続を開始した場合には、当事者は速やかに紛争処理機関と、第8条に規定する方法でパネルにその旨を通知しなければならない。

第19条 料金

- (a) 申立人は、紛争処理機関が定めた補則に従い、料金を期限内に紛争処理機関に支払わなければならない。申立人がパネリスト一名の構成によるパネルを選択し、登録者が第5条(b)(iv)の規定によってパネリスト三名の構成によるパネルを選択したときには、登録者は、パネリスト三名構成のパネルにかかる料金の半額を紛争処理機関に支払わなければならない(第5条(c)を参照)。これ以外は、本条(d)に規定されている場合を除き、申立人が紛争処理機関の料金のすべてを負担しなければならない。パネルの指名後、紛争処理機関は補則に従い、必要があれば、申立人に対して追加料金を請求し、または料金の一部を返金しなければならない。

- (b) 申立人から前項に定める料金の支払があるまでは、紛争処理機関は申立について一切の手続を進めてはならない。
- (c) 紛争処理機関が申立書を受領した後 10 日(営業日)以内に紛争処理機関に対して料金の支払がない場合には、その申立は取り下げられたものとみなされ、その手続は終了する。
- (d) 当事者に対する審問のような例外的な事情が発生した場合には、紛争処理機関は、両当事者とパネルの合意に基づき、それに要した追加料金を請求することができる。
- (e) 移転の裁定を受けた申立人は、当該ドメイン名の移転登録および登録更新に当たって登録規則に定める所定の登録料または維持料を支払うものとする。

第20条 免責

故意による不法行為を除き、紛争処理機関およびパネリストは、本規則に基づくすべての手続に関係するいかなる作為・不作為についても、両当事者への責任を一切負わない。

第21条 改訂

JPNIC は、いつでも本規則を改訂する権利を留保する。JPNIC および JPRS は、その改訂された本規則をそれぞれのウェブサイトにおいて、発効する少なくとも 30 日(暦日)前に公開するものとする。申立書が紛争処理機関に提出された時に有効である本規則が、その JP ドメイン名紛争処理手続に適用されるものとする。

以上